

第 8 回 練馬区小中一貫教育推進会議 会議要録

開催日時	平成 27 年 7 月 27 日 (月) 午後 2 時 30 分 ~ 4 時 30 分	
会 場	練馬区役所本庁舎 12 階 教育委員会室	
出席者	委 員	葉養正明、岡田行雄、鈴木俊二、宮原 周、木下川肇、瀧嶋克己、吉羽哲夫、山谷安雄、松丸晴美、垣崎晃、若澤直樹 (敬称略)
	協力 委員	飯塚将史、岡田孝子、杉山太郎、岩元龍一郎、高橋宏治、石坂恵理
	事務局	教育振興部
傍聴者	なし	
案 件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 練馬区小中一貫教育推進会議の設置・運営 (2) 練馬区小中一貫教育推進会議 これまでの意見 (案) (3) 学校教育法の改正と小中一貫教育の類型 (4) 今後の小中一貫教育校設置に関する考え方 (5) 今後のスケジュール 	

委員長

ただいまからの第 8 回小中一貫教育推進会議を開会させていただきます。
初めに委嘱状の交付について、事務局よりご説明お願いいたします。

事務局

(説明)

委員長

今年度初回でございますので、名簿順に自己紹介をお願いしたいと思います。

(自己紹介)

それでは、これから協議に入らせていただきます。

初めに案件の 1、練馬区小中一貫教育推進会議の設置・運営について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

(説明)

委員長

会議の取り扱いについて、課長からご説明承りました。何かご意見等ございますでしょうか。

(特になし)

それでは、続いて案件の2でございます。練馬区小中一貫教育推進会議 これまでの意見(案)について、まず、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

(資料に不備があり、案件の順番を変更する旨説明)

委員長

それでは、資料が整うまで、学校教育法の改正と小中一貫教育の類型について、この案件について審議させていただければと思います。まず、事務局のほうからご説明をお願いします。

事務局

(説明)

委員長

どうもありがとうございました。資料4と6は国の動き等の解説のところでございますけれども、この資料5のところを最終的にどうするかというのが、この委員会の大きなポイントになるかと思うのですけれども、資料4、6あたりでご質問等ございましたらお願いしたいのですが。まず、理解するということが重要でしょうから、いかがでしょうか。また、最終的に施行が来年4月でございますので、学校教育法施行規則とか、施行令がまだ出ていないのですね。それを今、文部科学省の教育制度改革室が準備しているというふうに聞いております。それが出てくると、もっとクリアになるのですけれども、まだ出ていない段階でございますので、そういう段階での資料でございますが、いかがでしょうか。

資料4の真ん中に「2つの類型に共通する点」というのがあって、の独自教科の設定など設置者の判断で一定の範囲の教育課程の特例が導入可能というのは、今まで、構造改革特区研究開発校制度というのがあって、それが全国化というのですけれども、母体法の改正が行われて、文部科学省に届出をすれば、構造改革特区でしかできなかった特色ある教育課程編成ということができるようになったのですね。その届出も必要がないという意味なのです。ですから、教育課程特例校制度というのが今、文部科学省の制度としてできています。特色のある教育課程編成として例えば、品川の「市民科」というのがあります。市民科は、今までは構造改革特区の申請をして、受理されて市民科というのがスタートできたのですけれども。教育課程特例校制度ができた後は、そういう手続を踏む必要がなくて、基本的には、学習指導要領の中身等を満たしているかどうかというチェックだけを行って、普通は大体、受理されて認められると。その手続も、義務教育学校の場合と小中一貫校の場合については要らないという、そういう意味です。このはですね。あとは今までと同じですけれども。

あと多分、ポイントになるのが、「2つの類型の異なる点」という表があります。組織のところ、義務教育学校というのは、校長1人なのです。もともと1つの学校ですから。学校教育法1条の中に、小学校、中学校、義務教育学校と、3番目の種類の学校になったので、もと

もと1つの学校ですから、校長は1という。小中一貫型小学校・中学校（仮称）というのは、キャンパスが分かれていますので、基本的には、校長がそれぞれ置かれるということです。

それで、ちょっと問題が出ているのは、東京の中央区の教育委員会に行っていたら、1人の校長となったときに中学校から充てるのか、小学校で充てるのかと、校長会でちょっとそういう問題が出ているというのは聞きました。

それと、あとは、いろいろな自治体でちょっとわからないと言っているのが、品川の小中一貫校第一号、日野学園の場合は、第二日野小と日野中学を1つのキャンパス、日野小学校ですね、第二日野小のキャンパスを母体にして、大きなビルをつくったのですけれども、そのときに校長を1にしたのですけれども、校長1のままだと、結局、今まで小学校長、中学校長がいたのが1になってしまうわけですから、その校長1にしたことに伴う定員措置1をしないのかということで、都と随分協議したみたいなのですね。最初は都は、一貫校というのは、1つの組織体としての学校だろうと。それと、もともと校長は1に決まっていると。そういうのをつくろうとした、つくったのではないかとと言われて、それで若月教育長がそういう話を聞いて怒っていました。その後、だいぶ都と協議して、そのポストを副校長ポストに転換できたのですね。ですから、日野学園というのは副校長が3人置かれているのですけれども、果たしてその措置が、義務教育学校の場合に都が制度設計としてするかどうかというあたりが、どうもよくわからないという、そのあたりも何かちょっとほかの自治体で出ています。

そういうこともちょっと踏まえながら、ほかにいかがでしょうか。まだちょっとはっきりしないところなのですから。

副委員長

今のお話の追加になるのか、それとも少し関係ない話になるのかもわからないのですが、品川の教員と少しお話をする機会があったのですけれども、今の管理職の人数の問題と、それから、品川では学区域を自由選択制でやっていますよね。自由選択でやっていくときに子どもたちが、地域の子どもたちとして育っていないという、そういう問題が地域のほうからかなり提起され始めてきて、これを見直さなければいけないという、そういう動きも出始めているのだと、そういうような話も出てきています。小中一貫教育を考えると教員の定数の問題とともに、そこら辺の問題をどうするかというの、あわせて検討する必要があるのかなというふうには思いました。

あと、1条校とか、先生方もなかなかイメージがわからないので、この説明を学校でどういうふうに、そんな難しい話ではないと思うのですけれども、していかなければいけないというのは、これからの課題としてあるかと思います。

委員長

全体的な情勢の問題も絡むので、まだ動き続けているところもあるので、まだ固まってないところもあるのですね。1条校というのは、学校教育法1条に8種類の学校が、我が国の学校の種類として並んでいるのですね。幼稚園から小学校、中学校、高校、それで中等教育学校というのが中高一貫校として、法律改正が何年か前に入ったのですよね。その8種類の日本の学校の1つに、新しく義務教育学校というのを入れ込んだというのが改正なのです。だから、今、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、それから中等教育学校、それから高等専

門学校、大学等、あと、特別支援学校ですね。そういうのが並んで、9種類になったと思うのですけれども、それが1条校の話ですね。

小中一貫型小学校・中学校（仮称）というのは、これは義務教育学校の中に入っていました。入っていませんでしたか。入っていない。義務教育学校と、1条校に入っていないのを何で文科省が併置したのかなというのが、ちょっとわかりにくいのですけれども。いろいろ憶測はできますけれども、そんなに義務教育学校だけだと、あまり広がらないのではないかというのを感じ取ったのかもしれないですね。中等教育学校はそうだったですよ。鳴り物入りで中高一貫校というのが、宮崎の五ヶ瀬あたりがきっかけですよ。それで、中高一貫校というのをえらい思いをして、法律として制定したところが、ほとんど全国に広がらなかったというのは、ちょっと官僚の方から聞いたことがあるのですよ。あんなえらい思いをして法律をつかったのに、結局、小中一貫校も同じ運命になるのではないかという、それを相当懸念したのかなと。

だから、1条校だけだとそんなに広がるかどうか。敷地の問題もあるし、簡単ではないです。それで、建物の改築の問題もあるし。そうすると、鳴り物入りでつくった割には、そんなに広がらなかったということになることを懸念したのかなというあたりが、ちょっとよくわからないのですけれども。ということなのですが、いかがでしょう。

免許制度はいじらないと言っているのですけれども、何かやはり、小免と中免を併用することを促進するためには、現職の先生で、小学校の先生で中免を持っていない方とか、中学校・高校の免許を持っているけれども、小免を持っていない方って相当いますよね。相当いると、義務教育学校がもし仮に拡大していくとなると、免許の併用というのを促進しないといけなないと。そうすると、多分すぐアイデアとして出てくるのは、ハードルを下げようという話ですよ。ハードルを下げていって、中免、高免しか持っていない先生が、小免を取る場合の読みかえをどんどん促進していって、中免、高免を取るときの授業科目を読みかえる措置を緩和していって、小免を取るための単位に充当するというあたりを考えているのではないかなと思うのですけれども、それはちょっとよくわからない。認定こども園がそういう動きになっているから、保育所と幼稚園の免許の併用というのが必要なのですけれども、あれも読みかえをどんどん入れていて、2つの免許資格が、大学の中で今よりも簡単に取れるようにしようという動きになっているから、同じような動きになるのかなという感じがしますけれども、まだちょっと成り行きがわかりません。

どうでしょうか。ちょっと意見が出にくいのかなと思うのですけれども。何かご意見があったら、お願いします。

吉羽委員

単純な質問ですけれども、この28年4月から義務教育学校というのをできるようになった場合に、名称というのは、学校の名前というのは、これがつくような形になるのですか。

委員長

義務教育学校というのは、小学校と中学校という名称と同じ扱いなので、例えば、桜義務教育学校とか、そういう名称になるのではないのでしょうか。今まで桜小だったのが、桜義務教育学校。義務教育学校というのが、1つの小学校、中学校、高校と同じような名称だから、今も

中等教育学校は確かそうだと思うんですよね。固有名詞がついて、その下に何とか中等学校というのを。

吉羽委員

今、大泉桜学園ってありますけれども、そこがこれに当たれば、名前が変わるということですか。

委員長

ええ、そうですね。

吉羽委員

あと、そうすると、普通の小中一貫型小学校、うちの場合なんかは、そうすると、こういう小中一貫型という名前が入るわけですか。

事務局

名称等については、まだ具体的に何も出てきておりませんので、その小中一貫型 小学校・中学校なのか、もしくは、単なる 小学校・中学校なのか、そのところは、現在のところまだ不明ということになります。

委員長

あと、教職員の配置基準なんかも都から出ていないですよね、今のところ。だから、国のほうは、加配というか、施設分離型だと校長が1名ずつつくけれども、義務教育学校は減ってしまうので。その加配みたいなものは、国のほうはプラス1というのをつけているみたいだけれども、ただ、都が、それは教育委員会規則でどう扱うかということによって、東京都内の公立校というのは動きますので、都のほうはまだ示していない。示していますか。

事務局

まだ示されていないですね。

委員長

それを見ないと、だから、わからないところがあるのですね。という今、状況の中で審議していくしかないのですけれども。

通学区域の特例、資料6ですけれども、施設が離れた小中学校における小中一貫教育の、真ん中の下から2つ目の行に「8条申請」って書いてありますけれども、これは、ちょっと説明いただいたほうがいいかなと思うのですが。8条申請というのはどういう。

事務局

(説明)

委員

資料6でわからないところをちょっとだけ聞いてもいいですか。

時間を無駄にしてしまうかもしれませんが、資料6の表のわからないところなのですが、文部科学省の考え方というところの2つ目の四角で小中一貫教育の必要性のところが、どんなことを言っているのか、ちょっと僕はわからないので。多分皆さんおわかりなのでしょうけれども、ちょっとどなたか教えていただけたらと思います。

何がわからないかという、「近年の教育内容の量的・質的充実への対応」というのは、現状をどういうふうに皆様把握していらっしゃるのか、これからもっとどういうふうにしたいのかということの方がわかりません。「児童生徒の発達の早期化等への対応」ということですが、子どもたちが今、発達状態がどうなのか、どういうふうに捉えていらっしゃるのか、皆さんがですね。それをどういうふうにしたいのかという。どういうふうにしたいかというか、要するに、発達が早くなっているというふうにおっしゃりたいのでしょうか。親としてそんなふうには別に感じていないので、もし、そういったことがあるのであれば、具体的に少しお願いします。

事務局

非常に難しい質問なのですが、まず、2つ目の児童生徒の発達の早期化への対応ということなのですが、実際のところ、例えば平均身長を見ても、今から30年前、40年前ぐらいまでの中学生の平均身長が、現在の小学校の4年生から5年生ぐらいに相当しているという、そういった結果もあります。また、子どもたちの早熟化であるとか、そういったことも踏まえて、現在の6・3では対応できないのではないかとということが背景にありまして、このような2つ目の「早期化」ということで出しております。

それから1つ目が、近年の教育内容の量的・質的充実への対応ということですが、学習内容が、学習指導要領を制定して学習に取り組んでいるわけですが、子どもたちの中で教科によっては、学習内容の定着の差が激しいことであるとか、あるいは、もう一度前に戻って学習をする必要もあれば、逆に発展的な学習を行っていくことによって、子どもの能力が伸びていくとか、さまざまな状況がありまして、そういったことも含めて、今まで6・3というふうに見てまいりましたけれども、9年という、9年間の教育課程を編成することによって、それが柔軟性を持って取り組むことができるのではないかと。そういったことが背景にあって、このような必要性ということを出されているというふうに考えております。

委員長

ちょっとわかりにくいかもしれませんが、例えば、日野学園、品川でつくるプロセスに私も住民で入っていたのですが、一番最初にやったのは、指導主事の先生がやったのは、小学校の学習指導要領と中学校の学習指導要領を端から端までもう一度見てみる。そうすると、小学校で教えている中身を中学校でまた教えているという箇所があるとか、中学校で教えていることが、小学校で基礎として教えられないでいきなり出てくるとか、そういうあたりがあるという話を指導主事の先生からよく聞きました、品川の指導課の。それで仮に、重複しているやつはカットして、小学校・中学校9年間というくりの中で通していくと、はっきりいって8年で済むと言っていました。8年で終わってしまうという話はしていました。8年で済むとなると、最後の1年間何をやるかと。1つのアイデアとして、品川の場合は、市

民科というのが出てきたのですね。若月教育長なんかは、もちろん個人的な意見ですけども、卒論を書かせたらなんていう話をされたこともあります。

むしろスキップするのではなくて、同じことをやったほうがいいこともあるとは思いますが、そういうのをどんどんカットしていくとなると、ある意味で教育内容の質的充実とということで効率化していくと、どうしてもある一定水準以上の何か力というか、そこら辺を想定したような何か教育に全体がなっていくようなところがあって、でも、国はそれをイメージしているところもあるのかなど。全部そういうふうにはできないと思うのですけれども、全国各地の一貫校が同じようにできるかどうか、できないとは思いますが。

委員

の近年というのは、どれぐらい。10年ぐらいということをお願いわけですか、この近年って。

要するに、量的・質的に多過ぎるようになってきてしまったということが言いたいのですか、これは。充実してしまっただのに対応するという意味ですか。

事務局

学習内容については、その学習指導要領の改訂のたびに内容を精選して、限られた時間の中で学習できるようにということで、行っております。ただ、現在の学習ですけれども、今まで、知識として知っていればできるようなものもあったのですけれども、ただ、現実には、それは追いつかない今状況にあります。むしろ、さまざまな課題があって、それをどう解決をしていくのかという、そういった学習が今、求められていると。

したがって、当然、知識として学んでいくものも、基礎として学んでいくものもあるのですが、それを活用して、今後のこれから子どもたちが生きていく社会の中で、それをどう活用していくのかといったところが、今、まさに求められている学力の1つであるというふうに考えられます。

近年がいつからというのは、なかなか難しいところであるのですけれども、平成10年に学習指導要領の改訂がありまして、「思考力・判断力・表現力等」というのが、これまでも学習をしてきましたけれども、それがさらに色濃く出てきたことということが、1つ考えられるのではないかとこのように思われます。

委員

初めて参加させていただいて。資料5なのですけれども、今現在、施設の一体型ということで、大泉桜学園が一体型で行われていると思うのですが、それ以外で区内の、具体的になのですが、隣接型、近接型、分離型ということで、今現在、それがどういう形で配置されているというような数字というのは出ているのですか。要するに、この学校とこの学校は隣接ですよとか、近接ですよとか、というのは、特にはとっていないのですか。

事務局

後ほどごらんいただくかと思っていたのですけれども、参考資料で後ろのほうに、区内の小中学校の位置図というものをお手元にお配りしているかと思えます。隣接校は、一応、道1

本を挟んで隣合わせになっているような学校を指しておりますけれども、それが10組あるという状況です。近接校については、どのくらい離れているのを近接校と呼ぶかという明確な定義はないのと、あと、その距離にしてもどこからどこまでをはかるかと。一番近いところではかかるのか、正門から正門までをはかるのか、あるいは道なりではかかっていくのかと。はかり方によって、だいぶ距離が違ってしまいますので、おおむね、大体、何となく300メートル以内というふうについてカウントしているものですが、近接校が12組、そのくらいあるという状況です。近接校の定義を変えれば、もちろんまた変わってきてしまうので、練馬区として近接校の定義をはっきり持っているわけではないのですけれども、練馬区が34の中学校がある中で、一体型の大泉桜学園が1組、隣接校が10組、近接校が10数組と。ちょっと距離があるなというのが、その他の地域というような、そんな数になっております。ちょっと地図だけごらんいただいてもわかりにくいかと思うのですが、現状としてはそんな感じになっております。

委員

実質的にこれから進めていくとなると、多分、ある学校は一貫ですよ、ここはそうではないですよ、離れていますよというのが、その何年かの計画の中で進めていくとは思いますが、その進む間というのは、やはり今のように、桜学園のように、完全に隣同士で一貫で行けますよという学校もあれば、もう全く外れてしまっている、その一貫というのは出てくると思うのですね。その場合、実質、子どもたちに対しての格差というのが出てくるのかなというふうに考えてしまうのですね。

実際は、完全にいろいろな行事を小学校・中学校と一緒に、桜学園なんかと一緒にやっているというふうに聞いていますので。やはり、その影響というのは、何年かしないとわからないと思うのですが、何らかの影響は必ず出てくると思うのですけれども。その形態をどういう形でやるかによって、その小学校の子ども、中学校の子ども、くっついたところと分かれているところでは、何らかの影響が出るのではないかなと思いました。その実質は今、隣接で10個ありますということで、そこを推進してやりましょうといったときに、その10個の中のやはり、今の桜学園でやっている内容も多分、アンケートではないですが、いろいろな実験ということで、多分やったりはしていると思うのですが、実際にそれをやったときに、全くやっていないところと、結構影響が出そうな気がするのですね。

それは、子どもだけではなくて、保護者であったりとか、地域であったりとか、先ほどもありましたけれども、やはり、そういうのがかなり影響として出てくる。その自分の学校ってどこなのってなったときに、名前が変わるとか、そういうのも出てくるでしょうし。実質、特に小学校・中学校というのは、地域の人たちがかなり協力的にやっていただいたりとか、町会さんだったりとかというのが、どうしても入ってくるので、やはり、その辺の調整も必要になってくるのかなと、すごく思うのですね。実際、桜学園のPTAの方にもお話を聞きますけれども、やはり今、小学校は小学校でやっているところとは違うことを結構やったりもしているし、逆に一緒になっているからこそできることもあるというふうに聞いているので、その辺をもっと具体的に公表していただけるとありがたいと思います。

委員長

今の議論が、資料7以降のこれからの練馬区における小中一貫教育校設置というのに入って

おりまして、これが本日のポイントになりますので、こちら辺のご議論を引き続きやっていたほうがいかなと思いたしたので。今、ご意見いただきましたことは、やはりかなり大きなポイントなので、引き続き、こちら辺のところを少し議論していただくといいと思うのですが、そういう扱いでよろしいでしょうか。

資料3のこれまでの意見（案）というのが配付されましたけれども、これはこれまでの意見をまとめたものですので、これは時間をそんなにとる必要もないので、後でちょっとごらんいただいて、この表記はちょっとおかしいではないかというのがありましたら、事務局のほうにお寄せいただくという扱いでいかがでしょうか。

それで今の、将来のビジョンをどうするかという問題ですね。そっちのほうはむしろポイントなので、引き続き、今のご意見を受けて、議論を進めていったほうがよいような感じがするのですが、そういう進め方でよろしゅうございましたでしょうか。いいですか。ありがとうございます。あと1時間ぐらいちょうどございますので、重要なところに議論が行っていますけれども、引き続き、何かご意見等ございましたら、お願いできればと思うのですけれども。

全区展開という方向が出てはいるのですね。これは、資料3のところとちょっと絡むことではあるのですが、将来の方向性について、資料3を基礎にして、ご説明いただけないでしょうか。どういう書き方になっているか。

事務局

（説明）今委員長からご助言いただきました通り、資料7のご説明を資料3を参照していただきながら、させていただきたいと思えます。お手元の方に資料3、資料7と参考で配布しております地図などもご覧いただきながら、説明させていただきたいと思えます。今回の小中一貫教育推進会議では、今あるこの黄色の基本方針と推進方策の見直しを進めていきたいというのが、この会議の趣旨となっております。大きく言いましてこの黄色の基本方針では小中一貫教育校の設置に関する基本方針、薄緑の方策では小中一貫教育校ではない施設の離れている小学校と中学校における小中一貫教育の進め方を定めております。今の委員からの格差が出るのではないかとのご指摘をいただきましたけれども、まさに教育委員会事務局としても同じような問題意識を持っておりまして、最初に大泉桜学園を設置した後、大泉桜学園だけで小中一貫教育をやればいいのかと、そうするとほかの学校と違いが出てしまうのではないかと問題意識があって、やはり同じように小中一貫教育を全区で進めていくべきであろうと、施設が離れていても一体型であっても、練馬区としては小中一貫教育を進めていきたいと思います。その進め方を決めているのが、緑色の冊子（推進方策）になっています。その進め方をどういう風にしてきたかということですが、資料3の5ページ以降に小中一貫教育の進め方ということで記述させていただいておりますけれども、練馬区の場合は、小学校と中学校の通学区域がかなり複雑に絡み合っているというか重なり合っているうえに、中学校の選択制度もありますので、一つの小学校から多数の中学校に進学するという実態があります。そういう状況の中で、小学校と中学校をどうやって組み合わせるのか、最初に問題となりました。この小中一貫教育推進方策の中では中学校区を基盤として、全ての中学校区で小中一貫教育を進めていくのが望ましいだろうという結論になっておりますけれども、一口に中学校区といいましても一つの中学校に対して、いくつもの小学校から進学してくるのが実態ですので、その複雑な組み合わせの全ての組合せを網羅できる小・中学校の組合せで小中一貫教育ができるかということ、現実的には

なかなか難しい。ではどうしたらいいかということで、便宜上、小学校と中学校の組合せを34グループ作ってしまって、そのグループの中で小中一貫教育の研究や取り組みを主に進めていってはどうかという考え方に立っております。大泉桜学園を除く33中学校区については2年ずつ小中一貫教育の研究グループという指定を行いまして、第1期が平成23・24年度で10グループの指定をしまして、第2期が平成25・26年度の2か年で6グループ、その次が平成26・27年度の2か年で7グループ、今年最後のグループで平成27・28年度の2か年で9グループを研究グループに指定して、全中学校区で小中一貫教育研究グループを設置・指定し終えたという状況になっております。研究グループでは2年間の研究期間の中で課題改善カリキュラムという名前の9年間を見通したカリキュラムを研究していただいています。これは一気に全教科というのは難しいので、2教科以上を各グループで選んでいただいて、カリキュラムを作ってくださいということになっています。カリキュラムを作るほかに小学校と中学校の交流ですとか、小学校と中学校の先生方の合同の研修会ですとか、状況に合わせてやっていただいているということです。研究期間2年間という指定ですので、研究グループが終わりますと実践校というふうに移行していただいて、作ったカリキュラムを実践していただくと、そんな考え方に至っております。組合せが便宜上、研究のためにと指定した組合せですので、必ずしも子供達の進学先と合っていないという状況があります。それについては当初から問題になっていたのですが、組合せが絶対的なものではなくて、進学の実態に合わせて何年後にまた見直して、ローニングしていてもいいのではないかとか、そういう意見も出ておりますが、まだ全区展開し終わったばかりですので、組合せを変えるというところまではまだ行っていません。全区展開は完了が近づいてきているわけですが、研究グループとして取り組んでいる状況というのは、正直、かなりさまざまな状況があります。委員もおっしゃったように、まず学校間の距離が圧倒的にバラバラですので、隣接校であれば比較的いろんなことができますけれども、離れているとどうしてもいろんなことがやりにくくなっていく、同じ中学校区といっても、1対1、1小学校と1中学校という組み合わせもありますし、1中学校と3小学校・2小学校という数の問題もありますし、規模の問題もあります。状況が様々ですので、やれることもおのずと違ってきてしまうと、ただ小中一貫教育を進めるという点においては、同じ考え方でやりましょうということで、ここまで来たんですけれども、この先、どうしていくかということで、みなさんのご意見をいただきたいというのが、この会議の趣旨です。事務局としまして、こうすれば絶対がいいという案がすでにできている状態ではないというのが正直なところです。どういう形であれば保護者の方にとってあまり格差と感ずることなく、全区的に教育の質を上げていけるかということをご意見をいただければと思います。かと言って、全部を同じように大泉桜学園のようにしていくことは現実的には非常に難しい、校地の問題もありますし、敷地面積・学校間の距離・校舎のキャパシティの問題もありますので、全部を一体型にというのはなかなか難しいところかと思えますし、またそれがいいのかという話もあるかと思えますので、どういう形が望ましいのかということをご意見をいただきながら、模索して方向性を出していきたいという時期に来ているというところです。資料7なんですけれども、これは主に黄色い小中一貫教育校設置基本方針に書いてある考え方をこれからどういうふうにするか、このままでいいのか少し見直しが必要なのかという問題提起になっています。委員からあった必要性というものもどうなのかというご意見もいただきましたが、小中一貫教育校設置基本方針においては、練馬区では小中一貫教育校の設置で、最初に書いてある5つのような効果があるのではないかと

ということで、大泉桜学園を設置しております。一昨年度から大泉桜学園で行っている教育活動の検証というのもやっておりまして、今年度の秋ぐらいには検証をまとめていきたいと思っておりますので、検証がまとまりましたら小中一貫教育推進会議にもお示しする予定になっております。この小中一貫教育校設置の効果というところですが、5つあるうちの事務局で改めて見てみますと、推進方策の方では3つの目的ということで、授業改善による学力・体力の向上と、連携指導による豊かな人間性・社会性の向上、滑らかな接続による安定した学校生活と、3つにまとめていますが、現在の小中一貫教育校設置基本方針にある5つの項目と比べますと、たいぶ重なっているようなところもあるかと思われましたので、小中一貫教育校設置の効果ということについても、現在の推進方策にあるような3つの効果に整理してはどうか、というふうに思っている、これは事務局の(案)ということでお示しております。皆さんにご意見をいただきたいのは、小中一貫教育校と小中一貫教育校になっていない離れた小・中学校で小中一貫教育を行っている場合に目指すものとか効果は同じ・共通だと考えていいか、どうか。違うんじゃないか、行事とかが一緒に出来る出来ないとか、取組みに差が出てくるので、目指すものや効果も違う設定をした方がいいのではないかと、というご意見があればそういったお考えもお聞かせ願いたいということと、目指すものと効果が一緒ということになると、小中一貫教育校をわざわざ作っていくその目的は何か、ということにもなっていくので、もし目指すものや効果は共通だけれども、小中一貫教育校は研究開発校としてその効果を発展させる役割を持つという位置づけでいいかどうか、ということが最初の問題提起ということですので。このあと9年間の区切りですとか、選定基準などについてもご議論いただきたいと思っておりますけれども、委員の話と関連するところとして、まず1番のところでしたければと思っておりますので、ここで区切らせていただいてもいいでしょうか。

委員長

ちょっと込み入った話ではございますけれども、将来的に小中一貫教育校というスタイルをどう考えていくかという、一番の基本問題はそれかなと思うのですが、施設一体型は、現行の大泉桜ですね。大泉桜以外にあり得るのかどうかというのは、多分、大規模なビルみたいなものをつくるということになれば、お金の問題も出てくるので、そんな簡単に行くかどうかですね。これは、区長部局の企画とか財務セクションの判断というのも多分、絡んでくることになるのかなと思う。総合教育会議というのが、区長が議長で附属していますので、区長が何校体制にするという決断をされれば、もしかすると、区長の所管に企画とか財務関係が入っていますので動くかもしれませんけれども、そういうのがないと、もしかすると大泉桜、施設一体型はそれだけになる可能性もないとは言えないと思います。

将来的にどういう、この委員会としては何を指すかという。今、実践校への移行ということ、小中一貫教育実践校への移行というのを拡大しようとしていると。さらに小中一貫教育校へとレベルアップすることを全区的に追求するのかがどうかとか、その可能性はどの程度あるのかが、そこら辺のことかなと思うのですが、ビジョンの描き方として。どうぞ、ご自由に。

委員

ちょっと突拍子もないお話かもしれませんが、今、要するに、小学校と中学校を一貫でやり

ましようというのが基本だと思うのですが、その施設の問題もあるのですが、小学校の校舎と中学校の校舎というのは、基本的に体型の問題とか、そういうので、多分サイズの両方が同じではないですね。グラウンドの広さもそうですし、学校の教室もそうですし、いろいろな装備のものが、小学校は小学校用にできています。中学校は中学生用にできています。それは、蛇口の高さ1つから、トイレからみんなそうなのですから、できる・できないは別にして、今のいろいろな小学校や中学校がありますけれども、どっちかにまとめようとするからできないですね。それであれば、今ある小学校のところに中学校を入れる。中学校のところに小学校を入れるというような方法も考えられるのではないかなと思うのです。

要するに、人数もそうですけれども、今、小学校で大体クラスとしては、一番少ないところは1クラスのところから、あと多いところだと、大体1学年4クラスぐらいのところまでであると思うのですが、やはり、4クラスあるということは、いろいろなところから集まって、3校とか、小学校3校とか、4校から集まってきて中学校に来ていると思うのですが、その出ている子たちというのは、中学校に来ている子たちというのは、もともと小学校の学区にいたわけですね。それが集まってきているわけですから、その学区の子たちの人数と中学校のほうの人数を一たんその地域でまとめて、全ての要するに人数がおさまるように、今できているわけではないですか。小学校は小学校、中学校は中学校。ということは、人数としては2つの学校で間に合っているわけですから、そこで、小学校と中学校を振り分けるというのも1つの考え方としてはあるのかなというふうに思ったのです。

小学校の学区を決められているというのは、徒歩で何分とかっていう広さが、ある程度決まっているでしょうから、そういう問題も出てくるでしょう。ただ、先ほど言ったように施設の大きさ自体も、では、小学校の校舎に中学生が入ったらどうなのということもありますし、その逆の場合もあると思うのですが、それはなかなかうまくはいかないと思うのですが、できないのを前提と言ったらおかしいのですが、そういう考え方もできるのではないかなとちょっと思ったのです。いかがでしょうかということなのだと思います。

委員長

何かコメントを事務局のほうでできればと思いますけれども、どうぞ。

事務局

(伊藤課長)今の状況を少しお伝えいたします。中学校34校、小学校65校で大泉桜学園は条例上は小中が別の学校になっておりますので、そういう中ですね、児童生徒数を合算した数が、ピーク時の6割という現状でございます。児童生徒数がMAXの時の学校数と今の6割の学校数がおのずと違ってくるのかな、というような認識があります。そうすると個人的な考え方の域を出ない組織的な発言ではないのですが、単純に言えば学校数も6割の数になるのではないかというものができて当然な話です。今、委員がおっしゃったようなところも、そこと絡めながら物事を考えていかなければならないのかなと思います。校地そのものも、小学校・中学校の校地に差がございます。建物についても老朽化が進んでいることも間違いのないことです。蛇口の位置も小学1年生の高さと中学3年生の高さでは違い、一つ蛇口で出来るのかという問題もあります。どのようなにして解決していかなくてはいけないかということをお話しいただきました財政負担の考え方とも絡めていかなくてはいけない。この委員会の中

でぜひ、現場の先生方も含めてご議論いただきたいのは、はたして練馬区の子供達にとってどういう教育環境を整えるのがいいんだろうか？こんな視点から今申し上げた状況を踏まえつつ、はっきり言って一つのこうだといって決めているものはないと思いますが、ご意見を出していただくことにより、そこを通して大人の知恵を集約していくことができれば、非常にありがたいと考えているところでございます。今区としては、方向性とか結論というものは、そういった意味ではございませんそういったことだけご紹介させていただければと思っております。以上でございます。

委員長

どうでしょうか。まだ、フリーディスカッションみたいな感じでいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

総務省のほうから各自治体に対して、行政、地方公共団体が保有している面積の圧縮計画みたいなものを、もう出しているのですかね。出せという通知が来ているのではないかと思いますのですけれども。それで、どこの自治体も非常に困っているのが、学校が一番保有面積が大きいところなのですよ。武蔵野市でも会議をやっているときに、そういう通知が総務省から来たという、どうするか。それはもう全国各自治体に流れていて、その背景にあるのは少子化なのですよ。子どもの数が減少しつつあると。他方、高齢者需要というのは、高まっているわけですね。特養ホームにしても、デイケアセンターにしても、場所をどこにするのかという問題もあって。それで、そういう年齢構成がかなり変わってきている。

学校というのは、減価償却という概念はないというのですけれども、大体、文科省が思っているのが、築50年なのですね。築50年で改築していくと。ただ、築50年でやると、今、第二次ベビーブーム時に増やした校舎が、軒並み改築期になってきているので、財政がパンクしつつあるのです。国の補助金を出しているのです。それで長寿命化というのが出てきたのです。10年間。だから50年を60年にしよう。けれども、60年にしたって、10年を延ばすだけで、10年たてば同じ事態がまた生ずる。そうすると結局、校数の圧縮を全体的に、全国各自治体で考えていかないと。

高齢者がどんどん増加してきますので。渋谷なんかでもちょっとシミュレーションをやったのですけれども、2050年の時点で65歳以上人口が渋谷で47%ぐらいになるのです。15歳以下、中学生以下のところが8%ぐらいだったかな。今8%が、4%ぐらい、半減ぐらいになってしまうのです。そうすると、その65歳以上人口が2人に1人ですから、そのところのケアの体制を自治体としてどう考えるかということは、これは納税者の判断として、そのせざるを得ないですよ。納税者がお金を出して、公共的な施設をつくっているわけだから、そういう問題とちょっと今絡んでいるところがあって。

練馬はほかの自治体に比べればそんなに各学校、小規模化は進行していません。でも、もう全国それぞれ、やはり知恵を出していかないと、国の負債が1,000兆円なんていう物騒な話まである時代ですから、そういう面はどうしたらいいかというのは、やはり考えていかなければ。そういう中でも、縦に一緒にすれば、1つのキャンパスはあくわけですよ。もし、施設一体型ができていけば、片方あくわけですよ。だから、片方あくのが怖いからということで、わざわざ一体型ではなくて、分離型にしているケースもあるのです。田舎なんかだと。塩尻とか辰野のほうに私も前から行っているのですが、あそこはそうですね。分離型にわざわざしてい

るといのは、一体型にするととられてしまう可能性があるから。あの一体型にして、片方に子どものおさまってしまうのだけえども、片方、何も使っていないではないかと。それは明け渡せてすぐ言われますから。それで、ちょっと地域が立ち上がって、分離型で今、運用をしているところもある。

そういういろいろな問題が絡んでしまって、難しい問題ではあるのですけれども、どうでしょうか。

協力委員

今、委員長のほうも、練馬区では、まだ小規模化はあまり進んでいないというふうにおっしゃいましたけれども、本校につきましては、6学級をもうこのところ8年ぐらいつと続けておきまして、その割には、校地の面積は練馬区の中でも有数の広さを誇っているということで、非常にアンバランスな状況が、本校はずっと続いています。僕も実は、同じ学校に7年いるものですから、管理職の先生がいっぱいいらっしゃる中で、こんな発言をしていいのかどうかかわからないのですけれども、現状を皆様にも知っていただこうかなと思っています。

小規模校にずっと勤めていると、手詰まり感が非常にあります。手詰まり感というのは、子どもにもそうですし、それから我々教員にとっても手詰まり感というのがあって。子どものほうの手詰まり感というのは、人間関係が完全に1年生から6年生までずっと一緒にいる。ましてや、幼稚園も同じ地域にありますので、幼・小、幼保・小というか、上がっていきます。10年間というか、10何年間、ずっと同じ集団のまま、毎日同じ顔を見て生活をしているというところで、非常に人間関係がリセットしにくいという状況があります。その中で、もちろん仲むつまじく和気あいあいとやっているというところもあるのですけれども、何か一たびトラブルが起こったときに、それを乗り越えられずにずっと引きずってしまうという状況は、かなり多くのケースで見られています。そういう子どもの手詰まり感という部分。

もう一つは、フレキシブルにいろいろな人材を、例えば1つのセクションに担当者を2人置いたりして、引き継ぎを行っていくというような、有機的な人材の配置というところでしょうか、そこが非常に難しいという部分もあります。例えば、社会科だったら誰々が担当ね、というところで、もうここ4～5年来てしまっていますので。なかなか自分が得意とする部分を誰かに伝えたりですとか、それから、教員の中での切磋琢磨というか、先輩が後輩のを見ていて、当然やっぺいこうとはするのですけれども、どうしてもお手本になる先輩教員が少なかったりとか。というようなところで、指導力の向上という部分では、この日々の切磋琢磨という部分では、大規模校にやはり、ちょっと遅れをとってしまうところがあるのかなというような手詰まり感もあります。それから、当然ながら、小さい学校であっても、校務というものがほかの学校と同じようにありますので、1人ひとりにかかってくる公務の負担という部分も非常に多くあります。ということで、教員のほうの手詰まり感があるというところです。

そこへ来てかなり、これは大きな問題かなというふうに思うのですけれども、近年、特別に支援を必要とするお子さんが非常に増えています。そういう子への対応というところでも、教員の数、絶対数が少なくなるとなかなか厳しいところもあったり、非常に手詰まり感があるというところでの、小規模校の学校の現状というのがあります。

そういう視点で見ていくと、ここに、1番のところでも書かれている、小中一貫教育校設置の効果というところは、この手詰まり感を割と広く解決してくれる1つの方法になるのではない

かなというふうに思っています。例えば、その のところに書いてある、幅広い異年齢集団活動による豊かな人間性・社会性の育成というところが、6年生ですと上にお手本になる人たちがいないので、なかなかクラスの雰囲気が変わらなかつたりするのですけれども、1年生から9年生までいるというふうになれば、いわゆる今の中学校3年生は、6年にとっての非常に大きな憧れにはなるでしょうし、自分たちもこういうふうになっていきたいというところが、小学校・中学校の文化を超えて育てていってくれば、より良い子どもたちの人間性・社会性の育成に非常に効果があるのではないかなというふうには思います。

それから、 番の小・中学校教員の相互協力による学力・体力の向上というの、授業の指導力の向上に非常に役に立つのではないかなというふうに思います。

そういった部分を考えていくと、一貫校、施設一体型が非常に望ましいとは思いますが、そうならなくても、この学校とこの学校は、一体の学校で同じ学校なのだよという指定をかけていただくことだけでも、この小規模校の小学校・中学校の手詰まり感というのは、幾分改善されるのではないかなというふうに思っております。これは本当に日々私たちが接している課題でありますので、できるだけ早く進めていくことが、今の子どもたちへの教育の効果、向上につながるのではないかなというふうに僕自身は考えて、ここ2年ぐらいこの委員をさせていただいていますので、それで子どもたちと接しています。

ということをちょっとお知らせします。

委員長

どうもありがとうございます。いろいろな角度からの意見を出していただいたほうが、今の段階だといいと思いますけれども。

文科省の小中学校統廃合の手引きというのが出ました。去年1月ですね、通知として出しましたが。あれは私も委員で入っていましたけれども。あの中に、小中一貫校というのは、いわゆる「縦の統合」ということがあって、それは小中一貫校の調査研究協力者会議の中でどうも出てきたらしいのです。縦の統合というのは、ちょっと一貫校の本質的な良さを台なしにする恐れがあるのではないかと議論も出たのですけれども、小中一貫校の調査研究協力者会議の中で、もう使ってしまったのです。いわゆる縦の統合というのをどうやって受けとめられるのかなというのはあったけれども、手引きの中に、公の文書の中にも入っているので、それを使っていることはありますけれども。

あと、先生方にお聞きしたいのは、地域との連携です。一貫校をつくり上げることによって、地域との連携を強めていこうという。それは、文科省もたしか、かなり言っているし、小中統廃合の手引きの中にもたしか、それが書いてあります。例えば、学校の協議会みたいなものをコミュニティ・スクールに転換する自治体なんかもありますけれども、練馬がそれをやるかどうかは別として、そういう地域との連携ということで、小中一貫という新しい形を生かしていったらどうだというメッセージはあるし、自治体によってはそういう動き方をしているところ、特に過疎地なんかだとそういうのが多いのですけれども。そういうことについては、非常にエネルギーが要するというものもあるし、必ずしもうまくいっているケースばかりではありませんので。東京都内でも、杉並もちょっとトラブルが起きたし、足立区もそうですよね。トラブルが起きたと。

それに変わるかどうかは別として、文科省が9月に多分、まとめる文書があって、それは、

学校施設をつくるときに、コミュニティ施設と抱き合わせにしようという。複合化と言うのですけれども、だいぶ前から、そういう建築学者の中で議論としてある。全国的には、千代田区のパークサイドプラザがそうですよね。佐久間小学校を統合するときに、統合校は和泉小になったのですよね。和泉小をつくるときに、4階建てか5階建てぐらいのビルをつくって、それで和泉小を間借りの状態で、2階、3階ぐらいだったかな、入れ込んだのですね。あれが、大々的な日本初の複合建築となっていたのですけれども、あれがきっかけになって、結構、熊本とか、あと札幌もそうですよね。資生館という、統合校ですけれども、あれをつくるのも同じようなスタイルになったのですけれども。今は、だから文科省が少し路線転換している感じがあって、福祉施設とか、あと保育所とか、就学前の施設と、あと高齢者層の施設を学校の中に組み込んでいったらどうかという方向を出していますよね。そういうのは、どうお考えになるのですかね。いっぱいそういうケースが、有名なケースもたくさんありますけれども、それはもう多分、済んでいれば全部、写真入り・図面入りで全部出る予定ですから。

だから、学校というのは、教育の聖域だということで、あくまでも学校は学校なのだ。だから、子どもは数が減れば、場合によっては隣と統合するのがいいのだというふうに考えるのか、学校というのはコミュニティのいろいろな世代の人が集う、活用する場所であって、そこに子どもも学ぶ場所を持っているという発想で考えていって、仮に子どもが少なくなって隣と一緒にしたほうがいいよということになったとしても、地域の高齢者のための、あるいは就学前の子どもの場所というのは残っていくという、そういう形のほうがいいのか。そういう点はどうなのでしょう。学校と地域との関係です。どうぞ。

協力委員

よろしくお願いたします。今、児童数の減少ということで問題がありましたけれども、実は、本校18学級、プラス特別支援学級が今、1か2かというところの学校です。特別支援学級は平成22年度に開設されまして、児童数がどんどん増えていっている状態なのです。昨年度まで2学級3担任で、今年はどうだろうか、ぎりぎりの線でとりあえず2学級でスタートできたという状態です。昨年度卒業しました6年生は、4年生の最後の段階で120人を超えてしまい、5年生・6年生の間は4学級になりました。ですので、どこにどうやって教室を生み出すかという問題がありました。さらに学区内に大規模なマンションが今、建てられるとか、あとは大規模な分譲が行われるとか、そういうものもありまして、来年度の新1年生だけでなく、それぞれの学年が児童数どうなっていくのだろうか。それから、現有の施設だと、やはり学区内ですから受け入れざるを得ない。4学級になれるとしても1学年だけなのです。これ以上増えてしまうとどうなっていくのだろうかという問題を抱えている、という今どき珍しい学校ではあります。

それに加えて今度、特別支援教室の設置ですとか、そういうものも入ってきますので、学校内の施設が今の状態では、逆の意味で苦しくなってくるということもあります。あとは、先ほど委員のほうから話がありましたが、校務の割り振りですとか、そういう問題もやはりあります。人数が多ければ多いほど、やはり教員を複数充てるということになってしまうのですけれども、そうすると今度、逆にうまく回らない場合があるのです。やはり、責任の所在をどう明らかにするかとかという問題もあります。ですから、これは例えば、施設一体型の学校になって、職員数が増えたら増える。それは、もちろん内容的な、質的なものも増えてくる

とは思うのですけれども、人数が多ければ多いなりの弊害もいろいろ出てくるのではないかなというのは、想像に難くないところです。

私は3年かな、小中連携のクリエイターをさせていただいておりますけれども、その中で、いろいろ感じたところが何点かあります。やはり、小学校と中学校で学習に対する考え方というのは、大きく違うのだなというのがありました。やはり小学校というのは、中学校という受け皿が確実にありますから、学ばせ方とか、どういうふうな力をつけたいということを校内研究などを通して、そこに全力を傾けることがしやすい。これは中学校になると教科担任制ということもあり、やはり全教科においてというのは難しい。そして、中学校ではやはり、受験というのが一番の問題なのですよと、中学校の先生、どの方に聞いても。どこの、どういうふうにする進路を選択させてあげられるか。やはり、そこにすごく意識が高いのだなというふうなものを感じました。

あと、私が所属しております、上石神井北小学校というのは、この資料の一番最後の表を見ただけですと、通学区域の整合性という欄が右側にあるのですけれども、唯一バツがついている学校なのですね。ですので、本校も一番多く行くのは石神井中学校。そこと今、学習指導型の連携グループを組ませていただいておりますけれども、ほかに上石神井中学校にも、関中学校にも行く。それが普通の小学校区なのです。今度、石神井中学校に関しましても、石神井小学校、上石神井小学校のほかに、大泉東小学校、光和小学校ということで、いろいろな学校から子どもが来る。それぞれがやはり小中連携、小中一貫教育に今、取り組んでいるところです。それをどう折り合いをつけていくのかというのが、やはり難しい。ですので、区で決めてしまうというのが、あれなのかなと思いますけれども、やはり、どことどこが連携校というのととも学区ですね。どこの学校からどこの学校へというのが、これが固まってくれるのが一番やりやすさは、小中一貫教育において、やりやすさは出てくるかな。一番、その難しさを感じているグループではないかなというふうに感じております。以上でございます。

委員長

どうもありがとうございました。新しい観点で学区の問題が出てまいります。それで、もう1つ悩ましいのが、小中一貫校というのは、規模の標準というのは何かという問題なのですね。独立した小学校、中学校の場合は、学校教育法施行規則、文部省令で12から18学級を標準とするという規定があります。あれは、小学校も中学校も両方とも同じ標準になっているから、小学校だと1学年2学級ないし3学級ですね。中学校だと、4～6になるのです。同じ規定になっています。ただ、では一貫にしたときに単に足せばいいのかと。そうすると、学級数は24～36になりますね。本当に24学級。24ということは40人学級だから、1,000人を超えますよね。だから、規模の標準というのをどう考えるかと。これも、どうも設けないというのは、文科省から聞いているのですけれども。設けないというのを聞いているということは、一貫校をつくる自治体がそれぞれお考えくださいということになってしまいますよね。そうすると、練馬はどうするでしょうかねという。

だから、この一覧表の学習指導型連携グループとか、これを全部足し合わせていって、一貫まで行くのが可能なのはどれかとか、数の上では可能でも、学校間の距離みたいなものですね。距離というのは、練馬の場合にどういうふうを考えていくのか。上限をどこで考えるのか。遠くなればなるほど、移動が難しくなりますよね。交通事故の可能性だって、高まる可能性もあ

る。あるいは通学路、移動経路ですね。移動経路の交通の状況とか、いろいろなことを考えなければ。だから、多分、最終的には基本的な考えがまとまったところで、実施計画的なもので踏み込んで絵を描いていかないと、単なる抽象論で答申を出しただけで終わってしまうのかなということもあるので。

そういう、規模なんかはどうお感じになりますか。あと、15分しかありませんので。まだこれから、この次も、こういう議論をしなければいけないのです。規模というのは、先生方、何か感じておられるあれもあると思うのですが、その規模というのは、どのぐらいが適正。小学校と中学校はそれぞれ、規模の標準というのは法令であるのですが、その将来の一貫校をつくるということを仮に考えたときに、ただ足せばいいのか。それで上限はないのか。あるいは、逆に下限というのは、何か想定するべきなのかと。そこら辺はどうですか。

事務局

先ほどの資料7の3番の一番最後、裏面の3番の3)のところで、今、委員長から言われた、小中一貫教育校の学校規模について、事務局として、こんな考えでいかがですかというものを書かせていただいております。今、事務局としては、各学年3学級程度、1～9年で27学級程度、児童・生徒数とすると800～900人ぐらいを想定してはどうかというふうに、考えているところです。

あと、行きつ戻りつで恐縮なのですが、今、委員のほうからご意見をいただいた通学区域についてなのですが、現状の小中一貫教育校設置の基本方針においては、中学校の通学区域が小学校の通学区域を包含していると。一致しているか、中学校の区域の中に、すっぽり小学校の区域が含まれていると。そういう、1小学校・1中学校を一貫校として想定するという基本方針になっているのですが、それをそのまま引き継いでどうかというふうに考えているところなのですが、ちょっと先ほど、委員の画期的なご提案にも関連するのですが、全く一緒の通学区域としてしまう場合には、どうしても都市部ですと中学受験がありますので、全く一緒だとすると逆に中学校のほうが、学級数が減ってしまうという事態が想定されます。それをよしとするかどうかということが1つの問題点です。

では、かといって、1中学校に対して、2つの中学校というような学区域で、一方の近いところとだけ一貫校にして、途中から、7年生から相当数の子どもたちが入ってくるという、そういう想定は一貫校としていいのか、どうなのかと。こういう複数の問題点ですが、検討項目を想定しておりまして、このあたりについても、学校運営上どうかとか、あるいは保護者の方から見てどうか、あるいは一貫教育を進める先生方として、やりやすさとか、やりにくさ、どういったものか、ご意見をいただければと思います。

委員長

どうもありがとうございました。ちょっと、打ち合わせはしているのですが、資料7というのは拝見していなかったこともあって、これが結構ポイントですね。今後の小中一貫教育校設置に関する考え方(案)という。これはまだ、ちょっといろいろ検討していただかなければいけないこともあるし、具体的に、こういう基準で地図に落とししたときにどういう組み合わせになるのかとか、そういうのをイメージできるようにしないと、多分、結構でしょうって、それだけで終わってしまう可能性があるのでは。

これは、今日はあと10分しかございませんので、次回こういう議論を継続してもいいですよ。次回以降のスケジュールについて、ご説明いただけるとありがたい。

事務局

次回以降のスケジュールですけれども、資料8をごらんいただけますでしょうか。今日は、小中一貫教育校設置に関する考え方ということで、ご意見をいただいているところでございますけれども、次回、また引き続きまして、この小中一貫教育校設置に関する考え方、ご意見を頂戴しながら、この推進会議としては、この一貫校の設置に関する考え方と、一貫校以外の、施設が離れた小中学校の小中一貫教育の進め方というものを1つの計画にまとめていきたいというふうに考えております。ですので、今日お配りした、その資料3と小中一貫教育校設置の考え方というものを合体して、1つの計画をつくりたいというふうに考えておりますので、そのたたき台というものを示して、またご意見をいただきたいというふうに考えております。

済みません、本日、ちょっと事務局の不手際があって、十分にご意見をいただき切れていないのですけれども、この後、9月8日と、その後11月16日、最終が2月15日ということで、2月15日に提言という形でまとめていただけたらというふうに考えております。お願いします。

委員長

どうもありがとうございます。「(仮称)小中一貫教育推進計画(たたき台)」というのが、今日のご意見を踏まえた原案として出てくるということでございます。次回は、そういう意味では、かなり重要な会議ということになります。3回目は、部会検討事項の報告。部会のほうからも上がってきますので、次回のほうがむしろ重要な会議になるかと思えます。

それで、どこら辺まで具体的なものを入れ込めるか。計画をつくる時は、基本計画とか実施計画という、自治体なんかだと大体つくるのでございますけれども、基本構想、基本計画、実施計画と。実施計画まで行くと、もう予算なんかも張りついて、具体的に動かす年次計画になっていくのですけれども、どこでとめるのか。基本構想だけでは多分、抽象的な文言ですから、もう既に出ているもので、基本構想レベルのものは終わっている感じがするので、基本計画プラス実施計画に盛り込むべき施策の在り方というのをつけることがあるので、そこら辺までかなと思うのですけれども。そうすると、少し具体的なイメージというか、どこの地域にどのくらいの感じで、小中一貫教育校というのが将来的に出現することを目指すかというのが、割合わかるようになると思うのですけれども。実施計画案は、ちょっと財政当局とのあれがありますので、そこはもう事務局の仕事というか。多分、委員会でやるのは、実施計画に盛り込むべき施策の在り方という、そこまでの段階かなと思うのですけれども。それをご審議いただくときに、ただ、少しある程度様子がわかる、具体名を出すことができるかどうかというのはありますけれども、ある程度区民から見ると、大体こういう感じかなというのがわかるような資料を提出させていただいて、ご意見を承るという形をとらないと進まないと思います。

そこら辺の準備を次回、準備させていただくということで、金子さん、いいのでしょうか。そこまでは。

事務局

恐れ入ります。先ほど、今のお話も含めてなのですが、施設の複合化の話につきまして、委

員長からご発言があったというふうに理解してございます。なかなか学校施設、これまで聖域というような、聖域化みたいな、そんなような認識というものがあったということも承知はしているところでございますが、実は、今の練馬区は、今の区長のもと、区政改革の推進ということで今年度、取り組みを急ピッチで始めて、今、巻いているところでございまして、年度の終わり、年度末に向けて、1つの草案的なものができ上がっていった、その後に、具体的なものが次年度、次々年度というような、今、進行状況になってございます。先ほどの施設の複合化ということも恐らく、その中で十分に議論をされながら、区民の皆様に発表していくという、そんなような時系列になっているところでございます。

次回の9月8日に予定させていただいているこの会議の中では、果たしてどこまでお示しすることができるかということは、1人私どもの教育委員会のところだけではなかなか難しいという現実もございます。そんなタイムスケジュールの中で、お出しできる資料につきまして、十分にご理解、ご納得がいただけるようなものかどうかというのは、なかなかお約束はできないところでございますが、ちょっと委員長とご相談をさせていただきながら、どこまでということも考えさせていただければというふうに考えているところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長

どうもありがとうございます。それでは、時間がだいぶ、あと5分、迫ってまいりまして、5分しかございませんけれども、委員さんのほうから、ご発言ありますか。

どうぞ。

委員

基本的なことになってしまって申しわけないのですが、ちょっと会議の小中一貫教育校について話をしているのですけれども、そうでありながら、目指すものということで、この1、2、3、4、5とか、こういうことになっていますけれども、非常に、この目指すものはすばらしいなと思うのですよね。けれども、統廃合、統合、学校、小規模の学校同士を統合していくような話と、どうも一緒に話さなければいけないような、ちょっと先生のご発言とか、私も同じ旭丘なので、この辺の先生方も皆さん、そういった関係の学校だと思うのですが、その話と、この小中一貫の話は、ちょっと別にやったほうがいいなと思っているのですけれども。統廃合の話は別で、どこかで進んでいて、これは小中一貫だけに対して話し合っているのでしょうか。それとも今、一緒に話そうとしているのでしょうか。

事務局

この会議については、小中一貫教育をどう進めていくかという会議ですので、統廃合についてあわせて考えていただくということではありません。計画の中にも、こういった施設の面でずとか考えますと、統廃合という、全く関連がないというわけではないのですけれども、統廃合とあわせて考えていくという趣旨ではございませんので、あくまでも、その小中一貫教育の進め方ということで、ご意見をいただければ。ということで、関連がある部分については、触れさせていただく場合もあるかもしれませんが、統廃合とセットで考えるものではないということです。

委員長

よろしゅうございますでしょうか。非常に、今の財政状況というのが、やはり重くのしかかっているところがあって、なかなか1つの分野だけでもって、その独立させて考えていくというのが難しい時代になっていることはなっているのですね。ただ、統合関係というのは、私も35年ぐらい前から、東京都中央区を皮切りに、23区の半分ぐらいの会議をしていますけれども、ものすごく大変なのですよね。やはり、地域の方の学校に対する思いというのは、当然それはありますし、簡単に行くような問題ではないので。ただ、今の日本の状況というのは、いろいろなことをあわせて考えないと、一々対応ができない。高齢化はどんどんどんどん進んでいるし、福祉需要というのは高まっている。年金改革はどうかのなんて、国でやっていますけれども。それで、子どもの数は減っている。減っているから、では潰してしまっているのかという、これも大きな問題なのです。だから、そういういろいろな問題を片方では意識しながら、しかし、この委員会というのは、設置規程からしてみると、小中一貫教育の進め方を検討するためとなっているので、この設置規程に基づいて本委員会としては検討を進め、答申内容を固めると。それで教育長に答申するという、そこまでが役割かなと思うのですけれども。ただ、いろいろなことが将来的に絡まざるを得ないだろうというのは、やはり踏まえておかなければいけない感じはいたします。

ということで、資料がちょっと説明を承ることができなくなってしまったのですけれども、「新潟市立学校における一貫教育の基本方針」というのと、それから、「横浜市における小中一貫校の基本方針」というのがついておりまして、これは、申しわけございませんけれども、各委員さんにおかれましては、次回までにお読みいただいて、ちょっとわかりにくい点があれば、事務局にお聞きしてもいいですよ。

事務局

はい。

委員長

事務局のほうに伺っていただければ、答えられる範囲で答えていただけるということでございます。それで、ちょうど時間が、お約束の時間がまいりましたので、終わらせていただければと思います。そういうことで、よろしゅうございますでしょうか。なおかつ、何かご発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、第8回練馬区小中一貫教育推進会議を閉会させていただきます。どうも、お疲れさまでした。ありがとうございます。

(閉 会)